

## 令和3年度の後期高齢者医療保険料について

### 《保険料の考え方と保険料率》

後期高齢者医療の保険料は被保険者個人ごとに計算され、一人ひとりの負担能力（所得額）に応じて公平に納めていただいています。

#### 保険料の算定方法

$$\text{年間保険料額 (限度額64万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり 50,640円)} + \left( \text{前年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 43万円} \right) \times \text{所得割率 9.55\%}$$

### 《保険料均等割額の軽減について》

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

※令和2年度に7.75割軽減の対象であった方は、令和3年度から7割軽減になります。

(7.75割軽減は、特例として本来の7割軽減から上乘せする形で実施されてきましたが、令和2年度分の保険料をもって終了となりました)

※税制改正に伴い、令和3年度から対象者の所得要件が変わります。

#### 令和2年度

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)	均等割の軽減割合
33万円以下	7.75割
うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	7割 (本則)
33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下	2割

#### 令和3年度から

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	7割
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 28.5万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 52万円 × (被保険者数) 以下	2割

※保険料額は7月中に決定し、保険料額決定通知書でお知らせします。

☆制度内容や手続について、詳しくは『島根県後期高齢者医療広域連合』のホームページをご覧ください。

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.shimane-kouiki.jp/>

#### ◇ マイナンバーカードの保険証利用について ◇

令和3年10月(予定)からマイナンバーカードが保険証として順次利用できるようになります。医療機関や薬局の窓口でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、スムーズに保険証の確認ができます。また、マイナンバーカードはキャッシュカードの大きさなので持ち運びも便利です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには申込みが必要です。

#### 【マイナンバーカードの保険証利用についての問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く) 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

【問い合わせ先】市保険課 保健・年金係(後期高齢者医療担当) ☎ 31-0215